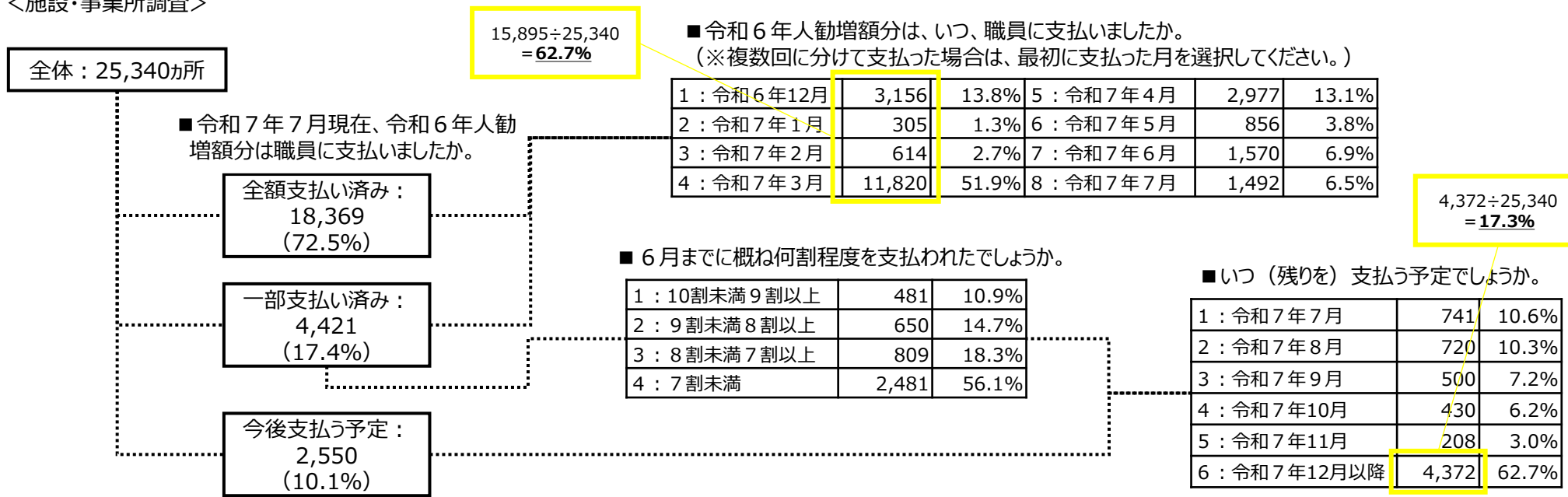


特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における職員の処遇改善に係る実態調査について（概要）

- 令和6年の人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた公定価格の改定分について、現場の保育士・幼稚園教諭等への支払に係る実態等を把握する目的で、全国の市町村及び施設・事業所に対して、改定分の支給の状況等について調査を実施した。
 - 改定分については、約99%の施設・事業所において、人件費として充当する又は充当する予定としているとの回答があった。
- （※）残り1%については、人件費として充てて必要性を認識していない回答も見られたため、今後、指導の徹底を求める。
- 補正予算は令和6年12月に編成されたところ、令和7年7月時点で全額支払い済みの施設・事業所が約73%、一部支払い済みの施設・事業所が約17%あり、令和7年3月までに保育士・幼稚園教諭等への支払に着手した施設・事業所は全体の約63%であった。一方で、支払が完了するのは令和7年12月以降になると回答した施設・事業所は全体の約17%となっており、支払時期にバラつきがあり、中には、冬季賞与と併せるために12月に支払うといった回答も見られ、改定分は当該年度の給与の遡及分である趣旨が十分に浸透していない状況も見られた。
 - 支払が遅くなる背景には、改定分の額を算出する上での前提となる加算の認定が12月時点で終わっていないことや、改定分の額を翌年度の処遇改善等加算の実績報告まで計算していない実態があることが窺えた。
 - 今後、更に調査結果を分析するとともに、国としてできることを整理しつつ、引き続き、現場における早期執行を呼びかけていく。

<施設・事業所調査>



◎ 調査概要

【目的】

令和6年の人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえ、令和6年12月末に、公定価格の単価の算定の基礎となる保育士・幼稚園教諭等の人件費を+10.7%程度引き上げたところ、当該改定分が、現場の保育士や幼稚園教諭等に確実に行き渡ることは重要であるため、その支給に係る実態等を把握するもの。

【調査対象】

1. 市町村調査：市町村
2. 施設・事業所調査：保育所（私立のみ）、幼稚園（私立のみ）、認定こども園（私立のみ）、地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

【調査実施時期】

令和7年7月中旬から8月下旬

【調査方法】

インターネットに回答フォームを設け、国から市町村に両調査のリンク先を送付し、

- ・市町村調査は、市町村から回答し、
- ・施設・事業所調査は、市町村を通じて管内の施設・事業所に、リンク先を送付し、施設・事業所から回答する。

（※）いずれも全数調査。

【調査事項】

1. 市町村調査

- ・ 市町村から施設・事業所への改定分の支払い方法、支払時期
- ・ 改定分の具体的な額を施設・事業所に示すことの対応状況
- ・ 市町村から施設・事業所への支払いまでのスケジュール改善に関する事項 等

2. 施設・事業所調査

- ・ 令和7年7月現在の改定分の支払状況、支払った時期、支払方法 等

【回収状況】

1. 市町村調査

- ① 市町村数：1,741市町村
- ② 回答数：1,496市町村
- ③ 有効回答数：1,362市町村（※1）

2. 施設・事業所調査

- ① 施設・事業所数：34,035か所（※2）
- ② 回答数：25,878か所
- ③ 有効回答数：25,340か所（※1）

（※1）回答を無効とした主な理由は以下のとおり。

- ・ 市町村名や施設・事業所名が「test」、「aa」等、テストで送信したと思われるため。
- ・ 回答内容の一部が異常な値になっていたため。
- ・ 同一市町村、施設・事業所から2回入力されているため（先に入力されている回答を無効とした）。

（※2）施設・事業所数は、私立保育所は「令和5年社会福祉施設等調査」（令和5年10月1日時点）、私立幼稚園は「令和6年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査」（令和6年4月1日時点）、私立認定こども園は、「認定こども園に関する状況について（令和6年4月1日現在）」、地域型保育事業所は「保育所等利用待機児童数調査」（令和6年4月1日時点）の結果を合わせたものであり、時点が異なる点に留意が必要。

1. 市町村調査

- 改定分が、市町村から管内の全ての施設・事業所に支払われた時期について、3月以降となるのは、1,268市町村のうち1,210市町村（約95%）であった。
- 市町村から施設・事業所への改定分の支払いを早めることについて、「困難」が1,362市町村のうち930市町村（約68%）あり、その理由としては、「処遇改善等加算等、単価の改定が生じる加算の認定が終わっていないため」が585市町村（約63%）、「各施設・事業所ごとの改定分の算出することに時間を要するため」が485市町村（約52%）であった。
- 市町村において、管内の施設・事業所ごとに改定分の算定をし、施設・事業所に対して周知することについて、「した」が1,362市町村のうち935市町村（約69%）であった。

■ 単価の改定による差額分について、管内の全施設・事業所への支払額の合計を10割としたとき、1月から5月において概ね何割程度支払いましたか。各月について、該当する割合を選択してください。

・ 1月までに10割達成

16	1.3%
42	3.3%
302	23.8%

・ 4月までに10割達成

356	28.1%
552	43.5%
1,268	100.0%

・ 2月までに10割達成

・ 5月までに10割達成

・ 3月までに10割達成

・ 合計

※ 変更交付申請において、改定分の支払いに必要な所要額を含めて申請をした市町村が母数。

■ 仮に、国が交付金の交付要綱の改正時期や変更交付申請のスケジュールを早めた場合、その分、施設・事業所への支払いまでを早めることは可能でしょうか。

1：可能

432	31.7%
930	68.3%

2：困難

合計

1,362	100.0%
-------	--------

↳ 「2：困難」な理由 ※複数回答

1：議会に諮る必要があるため。

448	48.2%
452	48.6%
485	52.2%
585	62.9%
88	9.5%

2：システム改修が速やかにはできないため。

3：各施設・事業所ごとの人件費の改定額を算出することに時間を要するため。

4：処遇改善等加算等、単価の改定が生じる加算の認定が終わっていないため。

5：その他

■ 改定の影響額を算定し、各施設・事業者にすみやかに周知を行ったか。

1：した

935	68.6%
313	23.0%

2：していない

3：その他

114	8.4%
1,362	100.0%

合計

4

2. 施設・事業所調査

- 改定分を人件費として充当した又は充当する予定としていた施設・事業所は25,340カ所のうち24,981カ所（約99%）であった。
 - ※ 1 %の中には、改定分を全額人件費に充ててを要件としている処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）を算定している施設・事業所もあった。
- 改定分の、令和7年7月現在の職員への支払状況について、「全額支払い済」が18,369カ所（約73%）、「一部支払い済」が4,421カ所（約17%）、「今後支払う予定」が2,550カ所（約10%）あった。
- 「全額支払い済」、「一部支払い済」と回答した施設・事業所（22,790カ所）において、改定分を職員に支払った（複数回に分けて支払った場合は最初の支払いを指す。）時期は、15,895カ所（約70%）が3月までであった。
- 「一部支払い済」、「今後支払う予定」と回答した施設・事業所（6,971カ所）において、今後の支払い予定を「令和7年12月以降」とするのは、4,372カ所（約63%）であった。
 - ※ 支払が回答した時期になる理由（自由記述）を見ると、多くが夏季・冬季賞与や期末手当など一時金に組み込む方法で行われており、年度をまたいで分割するケースも多く、実績報告書作成を経てから支払う場合もあり、計算等の遅れにより支払時期が後ろ倒しになる事例が目立ち、例えば、以下のような回答が見られた。
 - ・ 人勤増額分の計算を間違えたことと行政の令和6年度の清算が令和7年6月になったことで、夏の一時金支給日に間に合わなかったため、冬の一時金と合わせて支給する。
 - ・ 実績報告書の作成（令和7年8月報告予定）をもって正確な金額を把握し支払うため。
 - ・ 12月賞与で支払予定。通年6月・12月賞与で支払いしているため。
- 令和7年度の公定価格では、引き続き、改定分を反映した単価としているところ、基本給・決まって支給する手当を引き上げるための給与改定について、「行った」と回答した施設・事業所は18,478カ所（約73%）であった。

2. 施設・事業所調査

